

171-衆-厚生労働委員会-3号 平成21年3月13日

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外六名提出、衆法第五号）

について、萩原誠司議員の質問に対し、山井和則が答弁

○萩原委員 今お話がありましたように、四千二百十円というのは、論理的に、非常に密接に最低賃金とリンクをしています。そのことを一応申し上げた上で、今度は野党法案提出者の方々に伺いたいんです。四千二百十円以下で給付率一〇〇%というのはなぜかと。

いろいろな問題点があるんです。四千二百十円以下ということのをいいますと、例えば三千円みたいなもので一〇〇%、いいんですけれども、それを認めることになると、今度は最低賃金以下の就労というのを前提にするという嫌みがあるんです。

そこはさておきまして、その四千二百十円だけでもいいんですけれども、これは一〇〇%出すんだということの趣旨、ねらい、そして反省、もしありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○山井議員 萩原議員、御質問ありがとうございます。

先ほどの質疑を聞いておまして、ぜひ、雇用保険料の引き下げは修正協議でもストップさせた方がいいのではないかということを感じました。

今の御質問であります、なぜ野党案では四千二百十円以下は給付率一〇〇%なのかということ、昨日萩原議員からお聞きしたときにも、こういうことをすると、逆に、失業していても給付率が一〇〇%なら、やめた方が得ではないか、そういう御趣旨かと存じます。

私どもといたしましては、この雇用失業情勢下において再就職が非常に厳しい中で、給付率が一〇〇%だからといってモラルハザードが生じるとか、やめた方が得だという方が本当にいるとは私たちは想定しておりません。

雇用保険の受給に際しましては、自己都合で退職した場合には、まず、被保険者期間に応じて給付日数が短くなっており、また、特定期間経過後一カ月以上三カ月以内の間で、ハローワーク、公共職業安定所長が定める期間は基本手当を支給しないことになっております。しかも、受給に際して、求職活動をしていることが前提となっております。

また、現在の最賃は全国平均で七百三円となっておりますが、一日八時間労働の場合、五千六百二十四円となります。四千二百十円という基本手当日額はこれよりも少ない額でありますから、モラルハザードという指摘は当たらないと私たちは考えております。

何よりも、求職活動をしていくに当たり、四千二百十円の八〇%という基本手当日額では生活を支えるセーフティーネットとして不十分であり、再就職を試みることにしても不十分であるということを考えて、私たちは、今回、給付率を一〇〇%に引き上げようと考えております。

以上です。

○萩原委員 きのは御理解していただいたようですが、きょうは違うお話になっていましたので、念のため申し上げますと、基本的には七百三円というのを基準にして考える、これは一つの共通のポイントですね。一週間の労働時間を三十五で積算するはずで。そうすると、約二万四千六百五円という数字が出てきて、日額ですから、これを七で割ると三千五百十五円というのが出てくる。これが最低賃金における日額計算ですね。日額三千五百十五円で考える。

これよりももらえる額が多いと、やめた方が得になっちゃうんです。やめたら毎日四千二百円もらえる、働いていると日額計算でいうと三千五百十五円もらえるというところが基本的にはモラルハザードの原因というか、だから離職促進型になる可能性があるというところが恐らく一般的な、今までの制度設計の中にある考え方だというふうに思われます。そこで〇・八を掛けることによってこれが三千三百六十八円になるというふうに、一般的には思われているんだと思いますが、いかがでございましょうか。政府の方にもちょっとこれは聞いてみたいんですが。

○山井議員 萩原議員にお答えいたしますが、八時間労働で五千六百二十四円、一番低い最賃が六百二十七円ですから、それで掛けても五千十六円になりますので、私たちは、最賃よりも高くなるというふうにはこれは想定

しておりません。

○太田政府参考人 賃金日額でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、地域別最低賃金の平均値を参考にもともと設定されたものでございます。

したがいまして、地域別最低賃金の全国加重平均額、現在の額七百三円で三十五時間ということで計算いたしまして、七で割ると三千五百十五円になるということがその賃金日額でございます。